平成28年度島根県いじめ問題対策連絡協議会 意 見 概 要

日 時 平成29年1月20日(金)

 $13:30\sim16:00$

場 所 島根県民会館 第1多目的ホール

【開会あいさつ】

○会長

いじめ防止の対策推進法が平成25年9月に施行の後、翌年の26年9月に本協議会が設置。今回で3回目の開催。第1回目では、関連諸機関からくまなくご報告をいただき、後半は保護者の立場からのご意見を特にいただいた。第2回目では、学校を含む地域挙げての支援、あるいは居場所づくりなどの課題についての協議。また、あわせてSNS等を通してのいじめの現状についても報告があった。

第2回目が開催されてからほぼ1年。この間の国の動向を見てみると、昨年6月に、いじめ防止対策協議会が設置された。そこで協議された主な課題として、以下のようなものがある。まず、いじめの認知件数がむしろ少ないことが問題であるという指摘。また、学校と家庭との連携、さらには学校を含めた関係諸機関、地域ぐるみでの連携、協働の必要性。またいじめ防止の観点から、例えば学校の子供たちへの法教育など、さらには現代的な課題であるSNS等、インターネットにかかわる問題への対応も上げている。

今回、事前に本対策協議会へのコメントをいただいているが、このコメントを見ると、ほぼ国の対策協議会で課題であると上げられたものとの一致が見られると思う。例えば、家庭と保護者の連携であるとか、SNSへの対応であるとか、地域含めての組織的な運動の広がりとか、あるいは学校全体として、チーム学校としての組織的対応等、かなり含まれていると思う。

またこれに関連するものとして、昨年9月に、不登校児への支援のあり方というのも文部科学省からの通達があった。そこでは、不登校そのものは問題行動ではないということを明確に示している。さらに、社会総がかりという言葉を使って、そこでの対応・支援が必要だということも述べられている。

後ほど事務局から島根県のいじめにかかわる現状等、報告がある。県内におけるいじめの認知件数、ここ数年増加傾向にある。これは全国的の傾向でもあり、先ほど述べたよう

に、文部科学省としても件数の増加を悪いこととしては捉えず、むしろ積極的に認知し、 学校全体、チーム学校として対応することを求めている。

子供とのかかわりが多い場として、家庭あるいは学校等が上げられる。当然のことながら、家庭あるいは学校だけでは解決できない事案も多々ある。例えば、前回の協議会の後半部分では、学校のほうから、地域での相談機関での相談の結果等をどう学校に返してもらうか、両者での連携等の課題の提示もあった。

学校現場の現状、あるいは家庭との連携、あるいは関連諸機関、団体、それぞれの立場で取り組んでいただいていること、これらの報告を含め、皆さんから多数の意見をいただき、いじめ問題の対策のための一層の連携が今後とも深まるよう、本日の協議を進めていきたい。

【いじめ問題の現状と県の取り組み】

○会長 県内のいじめの状況、あるいは県の取り組みについて、事務局から説明をお願いしたい。

○事務局 (配布資料に基づき説明)

~説明概要~

- ・H27児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査中、島根県の公立学校分についての詳しいデータで説明。
- ・暴力行為について、23年からの経年でみると少し右肩上がり。H26年から27年にかけて、増加率がかなりアップしているという状況。積極的にいじめを認知をしていこうという文部科学省の方針もあり、学校が子供たちの日ごろの友人関係などを捉える中で、いじめの認知にあわせて暴力というものもしっかり捉えている表れが特に生徒間暴力の増加につながっているのではないか。これは全国的にも同様。対教師暴力については、島根県は増減なし。
- ・続いていじめ。文部科学省は積極的にいじめを認知して、小さなことであってもしっかり学校側でかかわって対応するように、との指示。それが学校現場にもしっかり浸透しつつある状況。1,000人当たりの認知件数では、全国平均が16.4件に対して島根県は13件で、全国47都道府県の中で23番目。もっと認知についての精度を上げていくことが必要。
- ・学年別の内訳で見ると、H26年に小学校1年生で36件が、2年生になると68

件になっている。H26の2年生で46件だったのが3年生で101件。学年が1つ上がったときにどうかという見方も必要。その中で小学校6年生から中学校1年生に上がったときに100件近く認知件数が増加しているのが気になるところ。小学校や中学校に上がるところ、小学校の2年生から3年生に上がるところあたりが、子供の中で微妙な心の揺れがあり、それがいじめにもつながっている。

- ・いじめの発見のきっかけについて、いじめられている子供たち本人からの訴えというのが少しずつ増えてきている。また、保護者の方々からの学校への訴えも増えてきており、学校に対してお願いがしやすい雰囲気が出てきたのか…。また、周りの子供たちからの情報を得られるようになり、子供を取り巻く周りがいじめに対して敏感になり、早目に発見をして連絡をしている状況もこのデータからは見受けられる。
- ・金銭を強要するとか大きな暴力といういじめは、県内では多くは起こっていない。 逆に冷やかしや、からかい、悪口、ちょっと軽く肩をぶつけるなどが非常に多いが、 これも放っておくと、やられた側は精神的にダメージが出てくるため早目に見つけ て対処しなければいけない。
- ・続いて不登校。全国的には非常に増加傾向。文部科学省も非常に危機感を持って受けとめているが、県内では、実数的にはここ2年ほど減少傾向。一番心配しているのは、小学校の中でも低学年で学校を休み出す子供たちが増加していること。
- ・新しく不登校になる子供たちをできるだけ減らしていきたい。新しい不登校をつく らないということが大事。その点ここのところ少し減ってきており、いい傾向。高 校についてもほぼ同様。
- ○会長 それでは、ただいまの報告、説明について、質問等あれば。
- ○委員 この数字自体が公立の学校のものしか捉えられておらず、私立や、附属小・中の数字が入ってない。公立の子だけが島根県の子供たちというわけではないので、全体を把握したほうがいいのではないか。特に、中学校や高校になってから、学校間の移動があるので、そこの数字も入れて、1年たって子供はどうなったか見たほうが、より正確に捉えられると思う。
- ○事務局 今日お示ししたのは詳細版で、これは県教育委員会として公立学校のものしか把握はできない。私立学校及び国立については、それぞれのところで文科省に直接報告することになっており、それを合わせた全体のトータルの数字というのは、文

部科学省のデータからは読み取ることができる。議会等には私立分と合わせたものは報告している。例えば暴力行為の総数の発生件数などはお伝えすることはできるが、詳細については県教委としては把握はできない。

- ○委員 いじめの問題だけでなく、暴力とか不登校の現状を分析するためにも、全ての子供たちに関するデータ及び情報交換のようなものが必要ではないかと思う。全体として把握するようなところがあればいいと思う。あと、去年の状態では、具体的ないじめの問題について、県立の学校は把握しておられるけれども、公立の学校については細かいところまでは、市町村から上がってきた報告しかわからないと言っておられたが、それが一歩踏み込まれたのか。また、私立や附属など公立以外の学校の現状についても、今の段階では把握していないのか。
- ○事務局 私立については、総務部と連携をしながらある程度のところまでは把握はできているが、細かな事案の内容についてまでは把握していない。国についてもできてない。県立は全て、各学期ごとにどういういじめだったかの報告をもらっているが、小・中については、市町村教育委員会のほうから県も一緒に対応を依頼されるような事案であれば、把握をしているという状況にある。その辺については、別の審議会の委員さんからの御指摘もあり、小・中についても、例えば昨年と比べて今年がどうだったのか、学校で状況に変化があったのかなどについてコメントをもらい、その状況の変化を県教委としてもある程度把握してはどうかという意見をいただいたので、次回調査からはそういったこともやっていきたいと思っている。
- ○委員 いじめが起きてそれが解決した、で済ませずに、どういうことがあってこういうことになったのか、こうすれば効果的だった、こうやったのは間違いだった、ということを整理して次に生かしていただきたい、と前回まででお願いしてある。実際に起きたいじめについて、どのような形で記録が残っているのか。報告書の体裁というか、これぐらいのことはチェックして載せて、ちゃんと記録しておきなさい、というふうなことを決めているのか。また報告書はどのくらいの形で保存しておられるのか、それをあわせてどこかに置いて、何らかの形で生かせるようにはなっているのか、もしくはそれを全てに目を通している人がいるのか、など、起こったことを起こっただけでおしまいにしていただきたくない。

前回相談させていただいた案件だが、1年間毎日いじめられていた子が担任の先生 がかわっただけでいじめがなくなった。クラス数も多くないため、いじめた子といじ められた子を全部の子をばらばらにすることができてないのだが、それでも今は、そのままクラスの中にいる。毎日楽しく学校に行っており、本当に今学校に行くのがうれしいと言っているというのを聞くと、もっと早く担任をかえることでクラスの雰囲気を変えることができていたら、と思うし、次に生かしてほしい。そういうふうな形で記録を残していただきたい。

○委員 資料のことについて、2点ほどお尋ねがある。いじめの重大事態に関して、何も掲載されていない。不登校の関連で、いじめがきっかけで30日以上というのは重大事態ではないか、という文科省の指摘が去年あったはず。即、命にもかかわること。私も今年度、どう考えても重大事態であるような相談を受けている。その重大事態の中で、30日以上の不登校と、もう一つは自死と自死未遂。こういう大事なことが全くデータに入っていない。

もう1点、生徒間暴力のデータはあるが、教員の生徒に対する暴力のデータはない。体 罰や言葉による暴力、先生によるいじめというのがある。それと、性的なもの。教員 によるセクハラ、わいせつの懲戒が随分ふえてきていると思うが、これも先生による いじめをなくしてほしいという子供たちの切実な願い。生徒の問題としての生徒間暴 力、対教師暴力と対にして、教員の問題としての教員の生徒に対する暴力のデータを ぜひいただきたい。

○事務局 重大事態については、27年度は合計で4件あった。具体的には公立の小・中学校で3件、県立学校で1件の計4件。これは、ほぼ2号事案にかかわるものと承知。体罰については、可能なところで入手できたものをお配りさせていただきたい。

【意見交換】

○会長 それでは、意見交換に入りたい。事前にいただいたコメント、あるいは1回、 2回のこの会の流れから、次第にあるような①から③のところにテーマをある程度範囲を決めながら、その中で関連の委員の皆様の意見あるいは提案等をお聞きして、意見交換をしていきたい。

それでは、①学校現場からのいじめの現状あるいは課題等について、関連の委員のほうからのご報告・ご意見をいただきたい。

〇委員 学校現場から見たいじめの現状ということで、3点ほど状況を述べる。

1点目は、いじめが発生した際のこと。当然、学校は調査に入る。ある場合には、アンケート調査などで加害者が確定できることもあるが、なかなか確定できないこともある。目撃者でもいて、答えてくれればよいが、誰がしたのか、学級全員に聞き取りを行ってもわからない場合もある。被害者、そしてその保護者は早く明らかにしてほしいと思うのが道理。決して学校も隠そうと思っているわけではない。ある事例では、保護者が「げた箱に監視カメラを仕掛けたら」とも言われた。事件、いじめに関する詳細を明らかにすることがなかなか難しい。特に友達関係にかかわる場合は、いろいろなダイナミズムの中でわかりにくくなる。現在、子供たちはゲーム等の影響で、友達と元気よく外で遊ぶということが少なくなっている。よい友達関係を築くことが、根本的な問題解決方法なのかもしれない。

2点目は児童の家庭状況。ご両親とも働いておられる場合がほとんど。その中で高学年児童でスポーツ少年団などに入っている子供を例に挙げると、家に帰り、スポーツ少年団に送ってもらって帰るのが8時過ぎて9時近くになる。そういう生活の中で親とゆっくり話をする時間もなくなり、親との会話の中で、これまで育ってきたと思われる、ならぬことはならぬものです、というような規範性がやや低下しているのではないか。

会話という中で子供たちの学力面、興味、関心などにかかわる面でも、このことは関連しているのではないか。家庭の教育力が働きにくくなっている状況が伺える。その要因の一つには、子供たち自身が繊細で弱くなってきていることもあげられる。

3点目、いじめが実際に発生すると、アンケート調査や聞き取り調査なども行うし、学級懇談会等も開き、保護者説明も行う。その際、規模の小さな学校だと、管理職はもちろんフォローするが、担任や生徒指導主任への負担が増大する。生徒指導が生徒指導加配でもあればよいが、小中規模校ではなかなか考えられない。実際には教頭が中心となり、全体をコーディネートしていく場合が多い。いじめ対応をおろそかにするわけではないが、毎日積み重ねる学習もある。20名ほどの学級全員にいじめに関した聞き取り調査をすると、約2時間かかる。その間、ほかの子供たちには教頭が授業をしているような状況で聞き取り調査を行う。また、いじめ事象についての学級指導も行う。諸々の面でそういう際には手助けが欲しいなという状況が考えられる。

事実の明確化、家庭環境、問題発生時の学校の状況と、3点について問題点、課題を述べた。小学校のほうからは以上。

○委員 小学校と同じように現場、中学校現場で抱えている課題と現状ということで 3点、話をする。

1点目、これは国のほうでもいじめ防止対策推進法の改正という動きの中で論議されているようだが、いじめの定義の共有化という点。今回、いじめの定義が非常に広いというか、いじめられた生徒の立場に立った定義になった。実際に認知件数もいじめの定義の広がったことで増えているが、学校現場で認知をする、判断を下すのは、直接的には担任であったり、先生方が現場で子供とかかわる中で、これはいじめである、これはいじめではないという判断をして、管理職等に報告をするシステムを持っているが、いじめの認知をする先生方の、いじめの定義についての判断についての認識を高めたり共有化をすることが、まだまだできてないのかなと思う。いじめの兆候をつかんだり、あるいはいじめの芽をつかんだ段階で、これは既にいじめであるというような認識を先生方全体で深めていく、共通認識をしていく必要がある。実際に現場の先生の中には、いじめであることが自分の責任として抱え込んだり、自分の責任であるというようなマイナスの認識を持っている先生も少なくないと思われるので、いじめの定義についての共通認識を図っていく必要がある。

2点目、いじめ防止対策推進法の28条の重大事態にかかわるが、生徒や学校が重大事態というような認識がない中で、生徒あるいは保護者のほうから学校のほうに「これは重大事態である」というような申し立てをした場合には、それに対応するようにという文が明記されている。学校現場でも、保護者から「これは重大事態ではないか」というような申し立てがあるケースが間々あり、そうした場合に、学校の対応としては非常に難しい部分が生じる。そういったことに関して、学校の組織の体制の整備、連絡、報告、相談体制の整備をさらに進めていく必要を大変感じている。

3点目、学校のいじめの実態として、発生したいじめ事案には必ずといっていいほどSNS、特に中学生の場合はLINEの書き込みが非常に多く見られる。100%に近いほど、必ずいじめにLINEの書き込みがかかわっているというケースがある。LINEという性格上、非常に広範囲に広がっていること、スピード感があって広がりが大きいこと、それから非常に学校が把握をしにくいこと、そして、その内容が陰湿で悪質であるということ。LINEをめぐるいじめの対応が学校として大変難しく、困難性を感じている。

○委員 日ごろ高校ではいじめ防止につとめており、アンケート調査を各学校、各学

期1回程度実施している。ただ、本当にアンケートに全てのものが出てきているのか、 心配をしている。

アンケートQUを高等学校1、2年生全員に実施している。これは、心理的なものもあるが、クラス全体の雰囲気等もわかるようになっており、結果について校内で教職員の共有を目的に研修会を開いている。

SNSについて、ネットパトロールを県でしているが、そこでは、LINEを中心にして把握できないものがある。生徒たちはどんなものがあるかよくわかっていると思うので、いじめのアンケートをしたときに、答えてくれている者もいるだろうし、答えていない者もいるかもしれない。その辺り常に心配をしている。

最近の若い人は生徒に限らず、スマホで写真を撮る=ネット上にアップする、保存はネット上に、という方もたくさんいるため、意図しないものまでいじめに絡んでくるものも出てくるのではないか。以前あった例だが、友達の後ろ姿を写真を撮った、それがいじめだ、というふうになった例もある。いじめようという行為じゃなくて、親切心で行ったことがいじめにつながるということもある。もう試験が近いから勉強に集中しようと何度も友達に言うと、それがいじめになるというふうに文科省のほうは言っているので、非常に難しい。

○委員 私学団体は公立と違い、生徒指導部会があるわけではなく、主に生徒収容とか県との意見交換、研修活動等を行っている。研修の中でいじめに関することをやっているが、団体として協議するということはない。いじめ防止基本方針、そのための組織作りなど、法律に基づいた対応は各学校でしていると思う。県からいろいろ指導を受けるときの窓口として、我々の団体がある。いじめ対策やその課題ということに関しては、本校で取り組んでいることで言えば、基本的にはさきほど公立の小・中・高でお話しされたことと重なる部分が多い。

各学校でアンケートをどれだけやっているかについて把握はしていない。ただ、本校のように各学期に1回はアンケートをするというのはおそらくどこの学校もされているのではないか。また、それに基づく研修を各学校で行っているという点は、公立、私立でそんなに差はないと思う。

SNSの問題というのは、これは中学生においても高校生においても、あると思う。学校ネットパトロールについて4年前からと説明があったが、私学でも、ちょうどその法律の制定の時期とほぼ重なったので、検討した。できたら県と一緒に、ということ

も検討した経緯はある。各学校独自でそういうネットパトロールをされているかについて把握はしていないが、SNSについては大きな課題。ネットパトロールをしてどれだけの効果があるかということについても、検証は各学校でしているところ。

- ○会長 小学校から高校まで、現在抱えておられる課題、問題等についての報告、あるいは意見があった。これらに関し、質問あるいは御意見、提案等あれば。
- ○**委員** 繰り返しになるが、学校現場からの話を聞くだけでも、学校だけでいじめの問題を抱えていくのは無理な状態。先生たちは今の状態だけでも大変多忙。その上、いじめについて、踏み込んだ対応や子供たちのためにしなければいけないという状態で、本当に手が足りない。人数も足りないけれども、時間も足りないという状態。これは以前からずっとそのまま。ここのところをどうにかしないと、子供たちも大変だが、学校の先生たちにも余裕がない。先生たちに余裕がないと、子供たちの学校での暮らしにも余裕がなくなるという悪循環に陥ってしまう。

実際はそのいじめの解決について、ある程度のテクニックを持った方、子供たちの声 を直接上手に聞ける方、こういう状態だとこういうふうにするとよりいじめが表に出 てきやすくなる、と言ってくださる方、子供たちがこの人にならいじめのことを話し ても大丈夫だというふうに安心して話せる方、先生には言えないけれども、この人に なら言えるという方々に学校に入っていただいて、いじめの問題の解決に力をかして いただく。スクールカウンセラーとかが入っているのはわかっているが、そういう方 とはまた別な、子供たちの声をもっと低い目線で聞いて、解決につながるようなやり 方をしていただけるような人材が必要。今そういう方がいないならば、遠くから呼ん でもいいが、まず地元にそういう人材の研修をするような地道な取り組みをすること で、少しずつでも増やしていかなければ、子供たちのしんどい状況は全然変わらない。 子供が減ってきたからといって、先生を減らすという話も聞いているが、それとは別 に、踏み込んでいただきたい。いじめの問題については専門家の先生たちがいるのは わかっているが、多方面で忙しい方々であり、「この学校でこんないじめがあるから 来てください」と言ったら、ぱっと来て、子供たちの声を聞く、というのはとても難 しい。だから、できれば地域の方が好ましい。学校にいる子供たちも先生も少しでも 楽になる、そういう人を探す、もしくは研修で育てていくという方向で検討していた だきたい。

○委員 問題は、中学校でのいじめが、例えば高校、あるいは私学のほうに伝わって

いないこと。不登校の「支援カード」はあるはず。個人情報について、本人の知らないところで勝手なカードをつくることは問題だが、いじめに関しては、本人、特に被害を受けた人の確認をきちんととった上でのカードとかあれば、高校のほうに送っていただき、中学校から高校、あるいは公立から私学に行ったときに、以前にどういうことがあったかということを把握した上で、子供たちの様子を見守っていただきたいと思う。

- ○会長 学校の報告の中でもご指摘があったように、一つは学校だけではなかなか対処できないといったようなこと、それをいかに地域の方と連携するか、もう一つがSNSの問題というご指摘があったが、これらに関して何かご意見なり、あるいはご提案なりあればお聞きしたい。
- ○委員 子供は親だけでは育たないし、それから児童生徒は学校だけ、先生だけでは育たない。そういう中で、教育委員会も参画している、『しまね青少年プラン(28年3月策定)』の中で「組織的な支援体制の整備」というのをあげていて、子供たちを支援するために3つ上げている。子供と親の相談員の配置による支援体制の整備、中学校クラスサポートティーチャーの配置による支援体制の整備、スクールソーシャルワーカーの配置による支援体制の整備。それから、外部人材を活用した学校支援の推進ということで、客観的、専門的な立場から助言を行ういじめ等対応アドバイザーの派遣する制度を整えていく、といったことを挙げている。アドバイザーとかワーカー等の実態、実績の把握、そしてこれからの具体策について伺いたい。
- ○事務局 子どもと親の相談員は、現在県内の不登校が多い25校の学校に配置。松江市、出雲市の小学校が規模も大きく、配置数も多い。そのほかに安来と益田。配置をして5~6年経過。教室に入れなくて別室で来ている子供への対応や、朝家から出られない家庭に対しては直接家へ行って、朝起こして学校へ連れてくる相談員もいる。また不登校の子供を抱える保護者の方の相談役になりながら、地道に実績を積んでおり、かなり不登校が改善をした学校もある。改善をすると配置がなくなる場合もあり、非常にあんばい苦しいところだが、確実にいい形で不登校の子供や家庭や保護者の方にかかわっていただいている。

クラスサポートティーチャーについては、中学校で3クラス以上の大規模な中学校等に 配置。そのクラス数に応じて、1人ないし2人ないし3人というような形で配置し、 子供たちの授業時間はもちろん、休憩時間にも教室の近辺にいて、子供たちの相談に のったり、特に授業が始まってもなかなか教室に入りづらい子供たちに、さりげなく 声をかけて促して教室に入るようにしている。配置校では、いい活用をしている。入 学当時少し落ちつかない子供たちも徐々に落ちついてきている状況にある。

スクールソーシャルワーカーは、今年度19市町村全てに配置。小・中学校への対応については、市町村へ委託して各教育委員会で雇用し、状況に応じて学校へ派遣、そこでケース会議を行い色々な関係諸機関とつなぐ役割をしていただいている。研修も今年度3回実施し、技量アップも図るようにしている。

にこにこサポート事業は、現在小学校等に100名程度入ってもらい、困り感のある子供たちにしっかり寄り添っているもの。これも学校現場に喜ばれている。

専門的な立場の方を派遣はしているが、それだけではなく、それぞれの学校で地域の方とどれぐらいつながりを深めるかっていうことがポイント。私も以前は浜田の小さな小学校で勤務していたがそこで心がけていたのは、地域の方からどれだけ子供たちの情報を入手できるかということ。子供たちの登下校の様子など、近所にいらっしゃる地域の方が何げない会話の中で感じ取ったり、様子を見ながら感じられたことをすぐ学校に入れてもらう。学校が新たな情報を得て子供たちにかかわっていく、地域といかに連携していくかということが大事。

次に支援シート。今、委員からも危惧される声があったが、今一番課題になっているのが、上の学校に行ったときに、その前の段階で完全に解決せずに、くすぶっている状況があり、再燃してしまうケースがある。小学校から中学校、中学校から高校へどのようにうまく引き継ぎをしていくかが課題。今年度も改めて中学校、高校に対して、引き継ぎの機会をしっかり持ってほしいという通知は出す予定だが、それだけではなく、学校現場へ行った際に繰り返し伝えていく。カードについては、今後検討させていただきたい。

- ○委員 関連して、公立から私立の中学校に行った場合にも、きめ細かな引き継ぎが必要だと思う。以前に支援していた子供が私立に行った。公立は連携がとれる体制ができているが、私立の場合には難しいと感じた。その子は結局中途退学してしまった。私立との連携もしっかりお願いしたい。
- ○会長 今回、次第に(6)その他 というのがある。家庭や学校、関係諸団体等からご意見を聞いていき、さらに意見を深めたいということで設けている。SNSの問題等も含めながら、意見等を出しあえれば。

次に②いじめ事案にかかる家庭と学校、教育委員会との連携。いわゆる家庭、学校、あるいは教育委員会との連携という枠の中で、PTAの立場、あるいは教育委員会の立場等から、連携に向けての現状や課題についての報告、意見をいただきたい。

○委員 県のPTA連合会では、本年度いじめに関する事業をしていないため、全てを把握しているわけではないが、ある事例について話をする。小規模校の学校で小学校を過ごし、その後完全持ち上がりの中学校に上がる。保育園も地元のため、人間関係が10数年全くメンバーも変わらないところで生活。最初は簡単な遊びからだったと思うのだが、6年生の頃からだんだんいじめの被害を受ける立場になったが、そのときは小学校、地域、家庭とちゃんと連携がとれたため、無事卒業。

しかし中学校に上がると、子供の中でくすぶっていたのか、2年時にそういう事案がも う一回出てきて、完全に不登校という形に。しかし、そのときも学校としっかり連携 し、教育センターの紹介などもあり、中学校も卒業できた。

高校は私立へ行ったが、小学校から中学校は確実に連携をとり、また中学校から私立の 高校へもしっかりと情報交換、連携をとった。先ほどはなかなか連携がとれないとい う話もあったが、場所や学校によっては、しっかりとれているところもあると感じて いるところ。

○委員 家庭と学校、あるいは教育委員会との連携という点について。連携の前に大事なことは、やはり教員の感性、いじめを認知する力をしっかり高めるというのが必要。その力にあわせて、子供の普段の様子を観察する力、その2つがあって初めていじめというものが発見され、早い対応につながる、あるいは未然防止にも役立つという、これが大前提。その上で連携ということで、まずは「家庭との連携」で何点か…。一つ目が、未然防止、早期発見という意味でのことだが、全ての学校でいじめ防止基本方針を定めているが、これをもっと積極的に家庭、地域に公表してもらいたい。出雲市内はほとんどの学校が公表しているが、ホームページによる公表が多い。それはそれでいいが、加えて保護者にしっかりとお便りというような形で伝えてもらいたい、あるいは地域にもそういう形で伝えていただきたい。要は、学校でこういう取り組みをこういう考え方でやってますよ、というものをきちんと伝えて、同じような方向性、考え方に基づいてご協力をいただくという意味での積極的な公表が必要。

それから、いじめ把握のアンケート。これはほとんどの学校でやっていると思うが、子供に対してのアンケートだけでなく、保護者へのアンケートをもっとやってもらいた

い。子供自身からの訴えであったり、その友達からの訴えもいいが、保護者からの相談というのもあるわけだから、保護者へもやはり定期的なアンケートを行ってもらいたいというのが2つ目。

3つ目。教育相談を学校で期間を設けてやっている。そこで子供からの相談も受けるし、 保護者からの相談も受ける。これについても、教育相談をいつからいつまでやります よという保護者向けの周知をもっと積極的に行ってもらいたい。その際、文部科学省 からの通知にもあるが、複数の相談の窓口を設けましょうということで、担任だけで なく、ほかの教員であったり管理職であったり、窓口の複数化についても加えて周知 してもらいたいと思っている。出雲市での実施の状況を見ると、保護者が多いと思う が、担任以外の者との相談の割合が高く、ニーズがある。

そういったことをやりながら未然防止、早期発見に努めるということだが、やはりいじめは起こる。何といっても初期対応が一番大事ということで、まず校内での情報共有、それから組織的な対応が必要であり、それを迅速に行うというのが不可欠。先ほど現場の状況の中で「担任が自分の責任と感じて抱え込んでしまう」という話もあったが、まずはいじめとして認知したものをすぐ管理職にも伝え、校内で情報共有をする。1人で抱え込んで対応するのではなく、役割分担をしながら組織で対応する。やっているとは思うが、不十分な場合もあり、往々にしてそういう事案が話がこじれて問題が大きくなり、解決に至りにくくなるということがあるので、当たり前のことのようだが、再度そういうことを徹底していく必要がある。

続いて学校と教育委員会の連携。教育委員会でいじめの研修会や教員向けの研修会を開催するとか、「校内研修をどんどんやってください」ということを促すことは当然やっていかなければいけないし、何よりも学校から教育委員会への第一報をできるだけ早目にいただき、教育委員会としても適切な支援を早期から行っていくっていう構えが大事。先ほども専門家が必要だという話があったが、例えばスクールカウンセラーを派遣するとか、専門機関との連携について間を取り持って早期から行うとか、できるだけ早い段階からそういうことをやっていけばと思っている。教育委員会が直接その保護者からの相談を受けることもあるし、場合によっては、教育委員会が間に入って調整を図るということもあるので、早くから学校と教育委員会の情報共有をしていかなければいけない。

○会長 先ほどご指摘のあった、各学校が設けているいじめの基本方針の周知あるい

は理解について、私が冒頭で引用した国の対策協議会でも同様の指摘がある。学校側がホームページで公開はしているが、学校側が思うほど保護者や地域の関連機関の方に理解できていないのではないかとの指摘に挙がっている。保護者との信頼関係がないといじめの初期対応も進まない中で、保護者の方々の基本方針への理解というのは、信頼関係をつくる上でも最低限必要というご意見。

○委員 今いらっしゃる方は教育関係者の方がほとんど。例えばスクールカウンセラーなりスクールソーシャルワーカーも学校の校長の権限のもとに動くが、いじめが起こったということは当該学校にとっては非常に不名誉な話であったりするので、外部に出さないように、ということもあるかと思う。スクールカウンセラーに関していえば、県であれば県教委の中にスーパーバイザーがいる。市教委であれば市教委にいるはず。学校現場が校長監督下にあるスクールカウンセラーを抱え込み、スーパーバイザーはほとんど機能しなかったのではないかと思う。多分スクールソーシャルワーカーも同じ。私も民間の居場所等をやっており、いろんな相談がある。その中で、残念ながらスクールカウンセラーにも相談したが何にもしてくれなかった、あるいはほとんど力になってくれなかったという話を聞いている。

専門のカウンセラーやソーシャルワーカーが学校外のところに軸足を置くことがあってもいいのではないか。子どもと親の相談員とかサポートティーチャーなど、学校の中に地域から入っていくことはすごく大事だが、同様に、学校外の居場所等に軸足を置いて、ここでは子供たちがこんなに生き生きとした顔を見せていて、何の問題もないということを担任の先生に見に来てもらうように働きかけてもらいたい。学校に行けなくなった、行かなくなった子供たちが学校外にいるとすれば、そこでの様子を逆に学校から見に来て学んでほしいとか、そういうこともあると思う。全て学校中心になっていては解決できない。学校の中に地域とか外部の目が入っていくことと同様に、学校外に軸があって、学校から地域に出かけていく、ということも、両方必要。

いじめについて、教育委員会も学校もなかったことにしたい。責任が問われたりするので…。加害者の側も、本当のことを言えば自分たちが不利な立場になるので言わない。専門家会議は、本当に第三者性が担保できるのか。専門家会議も教育委員会のもとに置かれている。不登校やいじめの相談というのは、学校の先生にもしにくいし、学校に持っていってもなかなか聞いてもらえないので、学校外の親の会などで本音が出るということもぜひ知っていただきたい。

この法律では「いじめの定義に合致したから動く」「いじめの定義から外れていたから何にもしない」となるが、いじめだけにスポットを当てるのではなく、教員からの暴力など、いろんな要因がある。男女間のトラブルで済まされていたものが、実は陰湿ないじめであったりする。性的ないじめでは男の子も被害者になりうる。いじめの定義に合致するから検討するのではなく、子供がそういう困難、人権侵害的な状況に陥っているとすれば、そこに相談すれば力になってくれるところを作らなければいけない。問題は複合的に起こっている。私たちはそういう形での子供の人権救済を旨とする第三者機関を設けるべきと思っている。

○委員 私たちは「子どもほっとラインもしもしにゃんこ」という電話をやっており、年間1,000本ぐらいの電話を受けている。事務局からの説明でにこにこサポーターがたくさん入っており、話す人がいるとのことだったが、私たちが受けると、近くにそういう話を聞いてくれる大人はいないからかけてきた、という声がほとんど。ということは、子供の立場に立って、本当にわかってくれている人がどれだけいるのか?というのが、10年やってきての大きな思い。

'大人の解決'になっていないだろうか。本当に子供のための、子供にとって最善の方法になっているだろうか。先ほど、他地区の学校にいじめられた側が転校したと言われた。本当はいじめられたほうは自分のところにいて、何もしないのが当たり前ではないか。何で、いじめられたほうが逃げて、本当に苦労してやっていく必要があるのか、加害者になった子供たちへのサポートはどうなっているだろうとか、そういうつつつの大事なこと、人権教育的なことをもっと県が力を入れてやったほうがいいのではないかと思う。

先ほど、「いじめの芽を摘むための教員の共通認識」と言われたが、それは、人としてのあるべきことをやっていれば普通にわかることだと思う。それをそういうふうに話さないといけないということは、やはり教員は'先生の中'で研修があり'先生の中'での解決がある。私は教員が一般人ともっとかかわりを持って、もっと普通の目を持って対処できないのかという思いが大きくある。研修に誘って私たちはいっぱい研修を受けてます、という声がよく聞こえるが、ちょっと違うなと感じている。

本当に子供たちにとってどういうものが必要か、周りに話せる大人はいるか、小さな学級にしたらもっと話が聞いてもらえるのじゃないか、など、島根県らしい取り組みが何かないか、と切に思う。

○委員 今のお話を聞いていて、子を持つ親として意見を申し上げたい。親としては、いじめや学校に行きたくないと子供が言っているとき誰に相談したらいいか、といったら、やはり担任の先生に相談したい。そこしかまず頼るところはない。地域とか関係団体との連携というのは当然重要なことだと思うが、まずは先生方、特に自分の子供を担任してくださっている先生にしっかりと対応していただきたい、それが親としての気持ち。ただ、先生によってはこれは自分の責任だ、これはばれたらちょっとまずいのではないか、と思う先生もいるのではないかと思う。30年以上前になるが、自分の経験からしてひどいいじめが学校であったが、先生も、悪くいえば隠蔽だったり無視だったり、そういった状態だったように記憶している。今は少ないとは思うが、先ほどのお話だとそういう認識を持ってる先生方も結構おられるのではないかと不安になる。研修とかいろいろ学び直しをしていただきたい。

ここから法律家として申し上げると、いじめというのも評価であり、A君がB君に対して、こういうことを言ったという事実があった、昔はそうではなかったかもしれないが、今のいじめの定義にあてはめればいじめと認識すべきだ、となる。ただ、それが直ちに学校だったり先生だったり、あるいは県とか市とかの法律上の責任につながるかというと、また別の話だと思う。職務上の責任になるかというのも少し微妙かもしれない。その辺、医療過誤でもよくあるが、ある事象が起こった場合に、直ちに自分に法律的な責任が生じるのではないかとか、あるいは学校に迷惑かけるのではないかとか、学校とか教育委員会、市町村の法律上の責任を生じるのではないか、といったことで、いじめの認識・認知におっくうになるようなことは絶対にやめていただきたい、と法律家としてはそのように思う。

○委員 私がこの人権擁護委員の立場になって一番やりがいを感じているのは、SOSミニレターに対する返答を書くという仕事。いじめ問題がこれだけ大きな問題になってきた。そうすると国としても何とかしなければ、というのが一つの形として、北海道から沖縄まで全国の小学生、中学生、特別支援教育の子供たちも含めて、高校に至るまでの全ての子供たちにミニレターを配布し、内容は問わないので何かあったらこれに書いていいんだよ、ということで学校から子供たちに直接渡るようになっている。配布が10月から11月なので、暮れから正月にかけて法務局のほうに郵送で届けられて、私どもが手分けをして返事を書いている。その返事に対して、また子供たちが「こんなことがあるんだけど…」ということで再度連絡をくれると、それに対し

ても答えを書くというようにしている。

っているということをぜひご理解いただきたい。

中には、この子の言っていることは本当にそうなんだろうか…と思われるほどの深刻な問題も、誰にも言えずにここに書きましたという形でくる。もちろん名前を書いているし、学校の名前も書いているので、子供は子供で一生懸命訴えようとしている。それに対して最後は委員同士が意見を出し合って、法務局の見解も聞いて答えを書く。そこで皆さん方にぜひ知っていただきたいのは、これだけ色々な体制が整って、これだけ色々な人たちが手を差し伸べているのにもかかわらず、ミニレターという小さな手紙にようやくそのことを打ち明けることができる子供たちが毎年一定数いるということであり、そこにぜひ目を向けていただきたい。私たち人権擁護委員がどれだけのことができるかわからないが、少なくとも、こんな役割の大人がいて、ちゃんと声を上げれば誰にもわからずに答えてくれる人がいるんだ、と思ってもらうだけでもいいかな、ということでやっている。まだまだお互いに研鑽しなければいけないこともあるが、このような方法もあって、実際に動いていて、そこに子供たちの声が一定数あが

- ○会長 ここからは、③いじめ事案にかかる関係団体・地域との連携。今までに話していただいたこと、これ以外の関係団体あるいは地域の方ということで、まずはご発言をいただいた後、意見交換に入りたい。
- ○委員 いじめ、あるいは人間のあり方にかかわる問題にあって、人間同士の基本的なあり方の手だての一つと思っているのが、「笑顔で声をかけ合いましょう」ということ。この運動の名前は「しまニッコ! (スマイル声かけ) 県民運動」で、昨年もお話ししたが、今年は「県民」という言葉をつけた。島根県民がこぞってこの運動に参加し、この運動を展開してもらいたい。きっと子供にとってのいい大人の姿になり、そしてその大人の姿から子供たちがいい姿になっていく。それは、いじめのない社会にもかかわっていくと確信をしている。

この運動の趣旨の一端を読む。「近年、青少年のコミュニケーション能力の低下が指摘される。大人もまた人と人とのかかわりが薄くなりつつあり、孤立化が懸念される。今、大切なのは、お互いに声をかけ合い、かかわり合い、支え合い、心を通わせ合って、ともに生きていくことではないか。そうすることで、家庭、学校、地域、職場が明るく、温かく、活気に満ちてくる。人と人とのきずなも強くなる。そして、暮らしやすいまちになり、青少年も健全に育っていく。」青少年育成島根県民会議では、大

人と子供、大人同士、子供同士が笑顔で声をかけ合うことで触れ合いの力を培い、きずなを深め、手をとり合って生きる、そういう社会づくりは、地域、家庭、学校、職場、そういうところができるに違いない、という思いを持って運動を展開している。2年目となり、皆さん方やっていただいいるだろうか。まだ2年目で、初めてお聞きになった方、うちではやってないという方などおいでになると思う。ぜひこの機会にお持ち帰りいただき、この運動を展開していただきたい。この2年間お願いしてきたが、なかなか広がらない。団体のリーダーの方や地域でお話をすると「いいことですね、大事なことですわ」と言っていただくが、組織的にそれを受けとめて、広げようとはしていただけない。要するに、本気になっていただけていないと感じる。青少年育成の視点から申し上げており、青少年に対してどこまでの思いを持っておられるのか、と感じている。

もう一つは、家庭、子供に一番近いところの団体である市町村民会議において、それぞれ活動事業計画の中に入れていかないとできないが、そうなっていかない。これも本気度の問題と思う。市町村においては、合併後、市町村民会議を擁していた市町村の青少年育成の団体の力が非常に弱く、あるいは崩壊してきているということを思っている。立て直しについて去年から考え、2年間で全市町村の公民館とタイアップしながらこの運動を始めさせていただいているだが、運動として展開をしていって、市町村あちらこちらで笑顔で声をかけ合おうという姿になっていかなければ、子供たちが本当にいじめのない状況の中で成長していくことができないのではないだろうかと思っている。

そういうこととあわせ、第3日曜日の「家庭の日運動」を長年にわたって展開しているが、更に家庭教育ということについて、今一度強く具体的な手だてを伝え、それを浸透させていかないといけない。家庭の教育力が非常に弱くなってきた、と言ってもいい状況になってきたと思っていて、そちらのほうへの力も注いでいかなければいけない。それはいじめにかかわって、意義のあることだと思っている。

○委員 私は主任児童委員中心に地域でかかわっているが、いじめの問題については、どうすればいいのかと悩むことが多い。現在4件、4歳くらいから今中学生や小学5、6年生になった子供の事案を抱えている。今は私を中心として、家庭や学校とのつながり、公民館や家庭相談室のような公と民生児童委員と共に共通理解を持ち続けている。

私のところに保護者の方から「こんないじめがあった、どうしていいか困っている、 子供が泣いて帰った」という情報・相談が入った場合は、一通りよく聞いた上で、まずは保護者が担任の先生に連絡し、担任から校長先生に伝える手順になっている。

ある子のケースを言うと、加害児童は学校ではまあまあいい子で、下校のときなど校外でいじめを起こしている。もちろん学校とも連携し、地域の中で見守りをするが、現場がつかめないのが現状。加害児童の保護者へ話をする際「〇〇だそうな」ということでは伝えられない。人権にかかわってくる。どうすればいいのかと困っている。こんなことが多々ある。

連携の大切さは承知しているので、共通理解はするが、その先、親と子の指導・話し合いがとても難しい。で、なかなか解決に至らないのが現状。

先ほども話があったように、加害側の親は、これが公になったら自分の子供が×の人間にされてしまうという怖さ、さらに自分のしつけが悪いと責められる怖さを持っている。だから、なかなか本当のことは語れない。今の事例ではないが、学校の中で本音が語れない。全然別なところで会ってくださいというような要望があるのも現実。それぐらい親は警戒心を持っているので、信頼関係をどのように構築し、本音のところを聞かせてもらうか、というのが根本的な問題。電話相談も受けているが、学校の先生に話してもわかってもらえない、という。立場が違うのでそういうふうになりがちだが、本当に加害の親の立場、子供の立場に立って対応できる心を持たなければいじめはなくならないと感じている。まずは被害者を救うのが第一であるが、加害者を更生させることに力をいれなければ、いじめはなくならない。

守秘義務があって、外に出さないことにはなっているが、「あの子危ないよ」とかだんだん聞こえてくる。そうすると、周りが引いてしまって、その子が孤立してしまう状況が生まれる。こんなことでは子供を救うことができない。専門家のところにやっとつなげることができても、そこでも親はなかなか本音を語らない。日常的な困った話はするが、根本のところの本音が語れない。強い壁を持っている。だから、こうなる親の気持ちを承知しながら、関係機関と情報共有しながら焦らず関わっていくことが地域の人間としての役割と思っている。

ドンと親に現実を突きつけると、親との信頼関係が切れてしまう。そこが切れてしまったら先に行かないので、どこまで押せばいいか、というような難しさを抱えながら、 しかし、地域の中で子供が育っていくことを願いながら見守り努力をしているところ。 ○委員 いじめの法案の契機となった大津の事件があったが、いじめによる自死はずっと続いている。私たちは、不登校の子供たちの学校外の居場所をずっとやってきている。学校が子供たちにとって楽しく安全な場であってほしいと願うが、なかなかそうはいかない現実がある。子供の命を一番大切に考えれば、命を削ってまで学校に行く必要はない。これはずっと親の会の活動を続ける中で学んだことである。命が助かれば、学校に行かなくても幸せに生きていくことができる社会にしたくて、一生懸命やっている。

私は、文科省は「不登校は子供の問題ではない」と結論づけてはいないと思う。学校教育のあり方の問題が根本的なところにあると思うのだが、そういう振り返りを教育関係者の方にはぜひ持っていただきたい。いじめも又子供間の問題だけではない。その大元に、今の教育のありよう、現場が子供にとって、あるいは学校の先生方にとってもすごくきつい場になっている。そこを押さえないといけないと思う。

それと今、私たちが相談を受けたときにより困るのは、公立の学校ではなくて、私学の場合。個人情報保護制度や、情報公開制度を使いながら、学校日誌やいじめ検討会議の記録などを公開請求をすると見えてくることが多い。情報公開の制度が使えない私学においても、情報公開制度に準ずる仕組みを設け、また、この協議会では県の教育委員会だけじゃなく、総務部総務課の私学担当の方にも発言していただきたい。そして、私学の方からいじめの相談を受けたときに、県の総務課の方に相談をさせていただいて、文書請求をさせていただいたり、迅速に動いていただけるようなことができたら…。よろしくお願いしたい。

○委員 私どもは、私立学校(幼稚園から中学校、高校)を所管している。ただ、 我々は教員ではないため、なかなか学校現場のことはわからないことが多い。基本的 に私立学校はそれぞれの学校法人が経営されていることから、いじめに限らず、いろ いろな問題が起こった場合、まずはそれぞれの学校で対応していただいて、対応でき ないことがあれば、総務部総務課のほうに連絡をしてくださいとなっている。ただ、 相談いただいてもなかなかノウハウや、詳しいことはわからないので、私のところに 来た場合はいつも教育委員会子ども安全支援室に相談に行って対応を聞いている。

ただ、最近はいじめに関して学校現場のほうから相談を受けたという事案は、ここ1~ 2年はなく、学校のほうでしっかり対応していただいていると思う。

もう一つ、今年度から、私どもだけでは対応できない案件がたくさんあるので、教育委

員会の教員の方に併任という形でお願いしており、何か起こったときにはすぐ対応で きるような体制を整えている。

- ○委員 ぜひ、公立学校に準ずる形で色々なことができると、もう少し被害を受けた 方とかの支援ができると思うので、よろしくお願いしたい。
- ○委員 こうやっていじめの問題に多くの機関の方がかかわられて、真剣に話をしていただき、ご心配をいただいていることは、保護者としても非常にありがたいし、感謝をしたい。

お話を聞いていて、ある意味当事者である保護者の立場や家庭の問題についてもう少し 要望等があるのかなと思った。家庭の教育力の低下であるとか児童の規範性、親の問 題、親自体の社会性の問題もあるのかなと思う。チャイルドラインしまねの報告書を 見ても、本来であれば「学校であったうれしい事」というのは家で真っ先にしゃべり たいことなのに、こちらに電話をされている状態がある。いろんな状況、社会の問題 等もあるから、余り保護者に対しては要求をしてはいけないのか…。PTAとしても、 色々な活動をする中で、例えばスマホであるとかLINEであるとかの取り扱いなど 具体的なものについて注意しましょうという講習会はできるけど、いじめであるとか、 あとは家庭の教育力を高めましょう、など漠然とした課題についてはなかなか研修な どの活動がしにくい。本来、一番しなければいけない部分と思う。こういう部分がだ んだん落ちてくるから、いじめがあっても先生が抱え込む。親との信頼関係があれば すぐ相談して解決の方向に行くと思うが、いじめがあることを隠さなければいけない、 抱え込んで保護者にも言えない状況というのも問題がある。保護者同士で交流し、皆 んなが楽をして子育てをしているわけではないことがわかれば、親の余裕も出ると思 う。組織として大きいと、なかなかPTAとか動かしにくいし、「皆さんでしましょ う」というのは難しいが、こういう場でもっとPTAなり保護者に対しての要求を出 していただければ、それを「こういう話がありましたよ、皆さんで何かしませんか」 という投げかけにもなると思う。家庭の問題だから、個人情報だから、どちらかとい うと「先生が悪い」は言いやすいかもしれないが、やはり何かもっと家庭にも要望が あると思う。PTAとしてはそういうことにも応えていきたいと思うので、そういう 話もしていただければありがたい。

○会長 ここからは、これまでの話全部を通しての、あるいは今まで出なかったところでの連携の課題等、ご意見をお伺いしたい。

○委員 子供の間でいじめがあるのは大人の間でいじめがあるから。やはり強い者と弱い者があって、上の者が自分の力を示すことで満足しているようなことが起きていて、それを子供たちは感じ取って、自分の不満の発散として、そういう力を使ってる大人のまねをして、自分たちの不満を晴らしてるようなところはあると思う。それは、多分それぞれの家庭の中で、お父さんとお母さんの間でもあるかもしれないし、「おばあちゃんがお母さんにひどいの」という電話もかかってきたりする。大人が人権感覚を全然持ってない。いじめでも、DVでも、セクハラとかパワハラとかみんなそうだが、こんなことはやってはいけないことだ、ということに大人が気づき、ああ恥ずかしいな、と行動を改めていかないと。子供たちにだけ、いじめをしてはいけない、と言うのは変だと思う。

チャイルドラインしまねでも、いじめについてたくさん電話がかかってくるが、それは大人がお互いいじめているからではないか、という話になってしまう。力の強い者が弱い者に対して思いやりの心を持って差し伸べるというように変わっていかないと。 我先に席をとるような感じや、自分の力を示すことですっきりした気持ちになるようなところは改めていかないといけない。

あと、親の問題、親の教育力が低下していると言われるが、学校の先生方に余裕がないのと同様に、親さんたちも本当に余裕がない状態。朝8時過ぎに出て子供を保育所に入れて夕方6時まで働き、保育所に迎えに行って、帰ってくる。すごく疲れておられる。余裕のある方とない方の格差がある。親が悪い、家庭が悪い、と言わず、まず、親を助けるみたいなことができないだろうか。地域が何かできることがあるとしたら、大変な親を何らかの格好で助けてあげて、地域でそういった親の方を巻き込んで、自然とにっこりするようなイベントを何かしてあげる。余裕がないお母さんは土日にもうイベントへ行くような体力は残っていないかもしれないので、労働時間を減らせとか、ベーシックインカムじゃないが、一人頭幾らずつ税金からみんな払えば、みんな余裕ができるよ、というようなところ。ちょっと振り返って、親も本当に大変だし、地域の活動もどんどん衰退していく。余裕のない方が地域住民なので地域の活動ができないのも当たり前ではあるが、「学校を変えよう」はもちろん、「世のあり方も変えよう」というところまで覚悟を決めて進まないと、いじめの問題は解決しないとも思う。

○委員 現在、家庭教育支援法が国会に出てくるということで、内閣府の研修に行っ

たときに、不登校は家庭の問題だと言われた。家庭と一言に言ってもいろんな家庭があるし、いろんな困難の中で家庭がない状況で育った、親がいない状況で育つ子供さんもいる。不登校は家庭の問題だっていうことを言われて、どんなにつらかったか。 PTAの会長さんに申し上げたいが、学校へ行っている子供のPTAはあっても、学校に行ってない子の親はPTAに出るのはとてもつらかった。そういうこともわかっていただきたい。ここにPTA会長と同じく不登校の子供の親の会長を友人でよく知っているので、ぜひ呼んでいただきたいということと、家庭教育に問題があるという言い方の中に何がどういう方向に持っていかれるか。いじめは、今いろいろ大変な思いをされている保護者に、同じ体験をしたからこそわかる、話せるみたいなところもすごくある。

家庭教育というものについて、全て恵まれていて力がある、そういうイメージではなく、本当に今しんどい思いをしている家庭環境の中で過ごしている子供たちやシングルで育てている保護者の方などと一緒にどう私たちの地域をつくっていけるのか、という視点を持っていただきたい。

子供が不登校するのは家庭教育がなってないからだという形で行政機関が連携をして、今アウトリーチをしようという方向だと思う。その中に、当事者である保護者の声がどれだけ反映されるか。上から目線で、親がだめだから…みたいなのもあるし、だから女性は子供が3歳まで家庭にいろ、家制度を復活させよう、などと言う中教審の方もいる。家庭の教育力と言ったときに、一度括弧の中に入れていただいて、親として、地域の人間として、行政機関の方も、家庭教育支援ということに関してはよくよく考えていったほうがいいと思う。

○委員 私が今、困り感のある子供たちを見ていて痛切に感じるのは、とても格差が生まれているということ。先ほど言われたように、ひとり親家庭がかなり増えている。生活保護世帯も増えている。そういった中で、子供が土日や夏休み、冬休みなどの休暇のときに行き場がない。大体の子供はサッカーや吹奏楽など、社会体育、部活の形で参加しているが、貧困の家庭は、そこに入る余裕がない。それに入ると、土日はどこかで試合がある、親はそこまで運ぶ。親にゆとりがないとそれはできない。こういった子供たちが地域の中に必ずいると思う。その子供たちは、もちろん塾とかも行けないが、家でじっと遊ぶこともなかなか難しく、ぶらぶら歩き回る。公園みたいなところに同じような子供が集まったりする。

親にもゆとりがなく、子供の話をゆっくり聞けるような心の持ち方ができていないことが多い。子供は家にいても落ちつく居場所はない。私は、物理的な居場所もなければ心を安らげる居場所もないと思う、こういう子供たちに目を向けてもらいたい。地域の中に1人や2人ではないはず。自分の狭い地域でも何人もいる。これを社会的な問題として何か対応しないと、この子供たちは救えないなと思っている。

私は主任児童委員になってから、近所の集会所を借りて子供の遊び広場を始めた。月に 1回だが、子供はいつもそれを待っている。集まった子供たちは気兼ねなく、同年齢 で伸び伸びと遊べることを楽しみにしている。年配の女性が5人いて、折り紙や昔の 遊び、銭太鼓や卓球など色々なことをしたり、話を聞いてやったりして遊ぶので、子 供にとっては安心して心穏やかにいられる場所になっていると思っている。

この間、保護者と話をしていたら、子供と話す時間がないと言う。さっきの部活の話ではないが、部活や社会体育に加わっている子供は、日曜日も試合、親子でゆっくりする時間がないという。社会的に子どもを取り巻く環境が本当に育つ環境になっているだろうか。公民館もイベントはするが、単発的な行事で終わっていて、もう少し長期的に子供を支えていく環境ができないものか。自分ももう少し現実的に皆様と力を合わせて考えていかないと子供は救えないなと思っている。子供の現状を話したが、こうした孤独の中にいる子供も、学校は大好きで、登校している。それが一番の救いだが、地域でも育つ子供でありたい。

○会長 各委員の方からそれぞれの団体等の立場、あるいはそれを超えてさまざまな 意見やご提案をいただいた。予定していた時刻が来たので、ここで意見交換を終わり とさせていただく。
以上